

入札監理小委員会における審議結果報告

財務局の普通財産の管理処分等業務

財務省の普通財産の管理処分等業務については、市場化テスト2期目の継続事業であるが、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成26年4月から平成29年3月までの3年間の契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 業務の概要

普通財産の管理処分等業務として①使用者・権利者に対する売り払い等に関する業務②貸付料改定・契約更新等、貸付に関する業務③誤信使用財産等の現況調査に関する業務④国有財産台帳価格改定に必要な資料収集、価格改定評価調書の作成の業務を委託するものである。

2. 事業の評価を踏まえた対応

【論点】

従前は、売払い業務（旧里道・水路の売払いに限る。）に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標を92.5%以上として目標値を設定していたが、事業者の責によらない事案も含まれており、質の向上の観点から適切な目標設定とは言えないとの評価を踏まえ、事業者の責によらない事案を除き、処理率の達成目標を100%に設定した（資料2—2—連番号5頁(4)①）。

もっとも、「事業者の責によらない事案」の解釈や運用によっては、100%の達成目標が事業者にとって過大な負担となるおそれがあるため、「事業者の責によらない事案」の具体例を示すとともに、個別の事情があれば相談に応じる等、柔軟な運用を行うべきである。

【対応】

- ①「事業者の責によらない事案」に該当すると考えられる事例について、実施要項中に具体例を記載した（資料2—2—連番号5頁(4)①）。
- ②100%の達成目標について、概括的に進行管理しており、個別に相談に応じることや、緩やかに運用することを入札説明会において説明することとした。

3. 対象公共サービスの質に関する事項

【論点】

資料2—2—連番号6頁②2)情報の外部漏洩について「管理処分等業務に係る情報」とあるが、漏洩禁止の対象となる情報がわかりにくい。

【対応】

以下のとおり、修正した。

(修正前) 管理処分等業務に係る情報が外部等に漏洩することがないように厳格な情報管理を行うこと。

(修正後) 管理処分等業務の実施に当たり、国、契約相手方又は第三者から得た情報（公知の事実を除く）については、外部等に漏洩することがないように厳格な情報管理を行うこと（資料2-2-1連番号6頁②2）。

4. 入札参加資格に関する事項

【論点】

入札参加グループの入札参加資格の記述がわかりにくい。

【対応】

以下のとおり、修正した。

(修正前) 代表者及びグループ構成者は、上記(1)から(11)までの全ての要件を満たすこと。ただし、上記(6)については、入札参加グループ内で、上記(11)については、代表者のみでも可とする。

(修正後) 代表者は、上記(1)から(5)及び(7)から(11)までの全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記(1)から(5)及び(7)から(10)までの全ての要件を満たすこと。なお、上記(6)については「入札参加グループの中のいずれか1者以上が満たすこと」で可とする（資料2-2-1連番号9、10頁(12)②）。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

【論点】

入札スケジュールについて、入札参加グループの組成に十分な準備期間を設ける必要があり、入札スケジュールを見直すべきではないか。

【対応】

入札書類の受付期限を10日程度延長し、2月上旬とした。（資料2-2-1連番号10頁）

6. パブリック・コメントで出された意見への対応

提出されたパブリック・コメント（3者、6件）を踏まえ、必要な修正を行った。

【対応】

- ・ 処理期間について「休日その他閉庁日は除く」との記載が欠けている部分を修正した（資料2-2-1連番号5頁(4)①）。
- ・ 仕様書の処理期間の記載が月単位、週単位となっていたため、実施要項案にあわせて日単位の表記とした（資料2-2-1連番号20頁別添1）。

以上